

## 今後の推進会議における検討の方向に係る議論資料

- 官民人事交流法に係る交流制限
- 官民交流（官民人事交流制度）の流れ
- 退職手当及び国家公務員共済組合法上の出向・派遣の類型別の期間通算

## 官民人事交流法に係る交流制限(所管関係)について(本省と企業の場合)(説明)

B局B2実施課指導係が△△会社Y部門に対して許認可・行政指導の権限を有する所管関係がある。

### 1 国(〇〇省)から民間企業(△△会社)への交流(交流派遣)の場合

☆ 局長等以上

〇〇省と△△会社全体の所管関係で判断

(B局長はもちろんのこと、A局長やC局長も△△会社全体について交流派遣不可)

☆ 課長以下については、当該課等と△△会社全体との関係で判断

(B局B2実施課長は、△△会社全体について交流派遣不可)

(B局の他の課長、A局・C局の課長は、△△会社全体について交流派遣可能)

(B局B2実施課指導係の者は、△△会社全体について交流派遣不可)

(B局B2実施課の他の係の者、B局の他の課の者、A局・C局の各課各係の者は、△△会社全体について交流派遣可)

### 2 民間企業(△△会社)から国(〇〇省)への交流(交流採用)の場合

△△会社の者が〇〇省の局長等に就くのは不可

△△会社の者が〇〇省のB局B2実施課長に就くのは不可(B局の他の課長、A局・C局の課長に就くのは可)

△△会社の者が〇〇省のB局B2実施課指導係の職に就くのは不可(B局B2実施課の他の係、B局の他の課、A局・C局の各課各係の職に就くのは可)

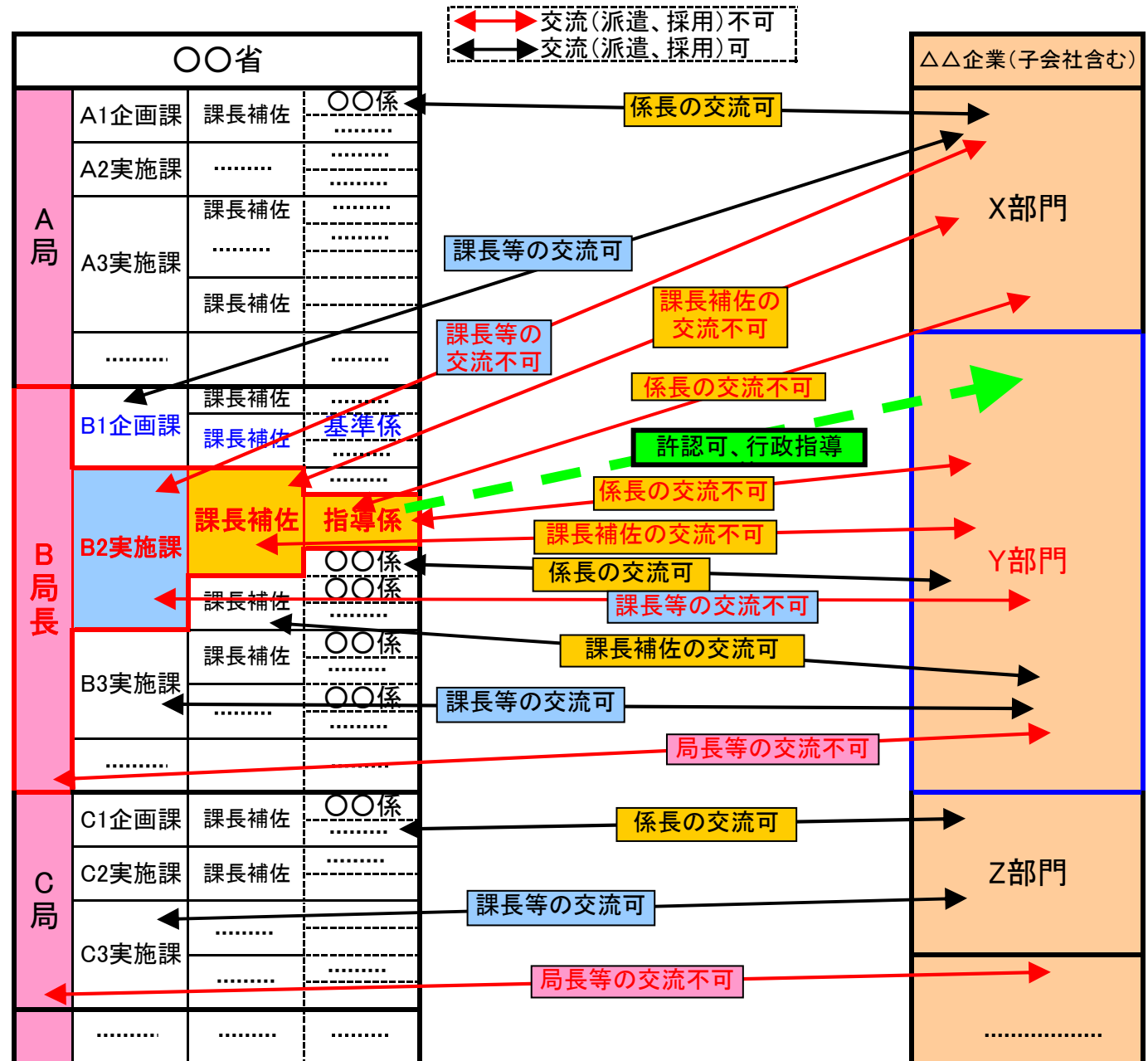
※ 1 国側は、交流の対象のクラスに応じて制限の範囲が異なってくるが、民間企業側は、常に企業全体について制限される。

2 課長以下の場合、△△会社に対する許認可、行政指導に係る企画立案(例:基準の策定等)を所掌するB局B1企画課基準係(青字部分)との交流は可能である。

# 官民人事交流法に係る交流制限(所管関係)について(本省と企業の場合)

次の国の機関のそれぞれのポストに応じ制限  
(ただし、派遣の場合は、派遣前2年以内に就いていた次のそれぞれのポストに応じ制限)  
(a)局長級  
所属する府省と所管関係にある民間企業  
(b)課長級  
所属する課と所管関係にある民間企業  
(c)その他(課長補佐、係長等)  
所属する係と所管関係にある民間企業  
※・民間企業には、子会社を含む。  
・上記の場合であっても一定の場合において、公務の公正性の確保に支障がないと人事院が認める場合は交流可能

- 注: 1    は、△△企業(Y部門)に対し、許認可、行政指導等の権限を所掌するライン。  
2    は、〇〇省B局B2実施課指導係から許認可、行政指導等を受けるX企業側の直接の窓口。  
3 B1企画課基準係がB2実施課指導係の所掌する許認可等に係る企画立案等(例:基準の策定等)を所掌。  
4 → は、所管関係を表す。  
5 所管関係とは、国の機関等と民間企業との間に処分等(許認可、行政指導等)の関係があることをいう。



# 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（抄）

（平成十一年十二月二十二日法律第二百二十四号）

最終改正：平成一九年七月六日法律第一〇八号

号）

民間企業に対する官民人事交流法第五条第一項第一号に規定する処分等（裁量の余地が少ない処分等又は軽微な処分等として人事院の定めるものを除く。）に関する事務を所掌するものと当該民間企業との関係をいう。

をするものとして前条の規定を適用した場合に交流派遣をすることができない民間企業に該当することとなったときは、当該交流派遣職員との交流派遣を継続することができない。

（所管関係にある場合の交流採用の制限）

## 第八章 国の機関と所管関係にある民間企業に雇用されている者について、当該国の機関の本省庁に交流採用をする場合には、次に掲げる官職に就けることができない。当該民間企業の子会社に雇用されている者についても同様とする。

一 本省庁の局長等の官職

二 当該民間企業と所管関係にある本省庁の課等に属する本省庁の課長等の官職

三 当該民間企業と所管関係にある本省庁の最小組織に属する本省庁のその他の官職

一 任命権者は、本省庁の官職を占める交流採用職員に係る交流元企業が次に掲げる場合に該当することとなったときは、当該交流採用職員の配置について適切な措置を講じなければならない。

二 当該交流採用職員の占める官職が本省庁の課長等の官職である場合において、当該官職の属する本省庁の課等と所管関係にあることとなつたとき。

一 当該交流採用職員の占める官職が本省庁のその他の官職以外の官職である場合において、当該官職の属する本省庁の最小組織と所管関係にあることとなつたとき。

二 当該交流採用職員の占める官職が本省庁のその他の官職以外の官職である場合において、当該官職の属する本省庁の最小組織と所管関係にあることとなつたとき。

三 国の機関に置かれる本省庁以外の部局等又は特定独立行政法人と所管関係にある民間企業に雇用されている者を当該国の機関に置かれる本省庁以外の部局等又は特定独立行政法人に交流採用をする場合における当該交流採用については、前二項の規定の例に準じて取り扱うものとする。

一 任命権者は、前条第一項の規定により交流採用をされた職員（以下「交流採用職員」という。）を同項の民間企業（以下「交流元企業」という。）に対する処分等に関する事務をその職務とする官職その他の交流元企業と密接な関係にあるものとして人事院規則で定める官職に就けてはならない。

三 本省庁に属する官職のうち本省庁の局長等の官職及び本省庁の課長等の官職以外のもの（第八条において「本省庁のその他の官職」という。）当該官職が属する本省庁の課等に置かれる組織のうち最小単位のもの（府令、省令、訓令その他組織に関する定めにより設置されるものに限る。同条において「本省庁の最小組織」という。）と所管関係にある民間企業

二 本省庁に属する官職のうち課長及びこれと同等以上の官職（本省庁の局長等の官職を除く。以下「本省庁の課長等の官職」という。）当該官職が属する本省庁の局等（本省庁に置かれる組織のうち官房、局又は部（官房又は局に置かれる部を除く。）その他これらに準ずる組織をいう。）に置かれる組織のうち課若しくはこれに準ずる組織又は本省庁の所掌事務の一部を総括整理する組織（以下「本省庁の課等」という。）と所管関係にある民間企業

一 任命権者は、前条第一項の規定により交流採用をされた職員（以下「交流採用職員」という。）を同項の民間企業（以下「交流元企業」という。）に対する処分等に関する事務をその職務とする官職その他の交流元企業と密接な関係にあるものとして人事院規則で定める官職に就けてはならない。

二 本省庁に属する官職のうち本省庁の局長等の官職及び本省庁の課長等の官職以外のもの（第八条において「本省庁のその他の官職」という。）当該官職が属する本省庁の課等に置かれる組織のうち最小単位のもの（府令、省令、訓令その他組織に関する定めにより設置されるものに限る。同条において「本省庁の最小組織」という。）と所管関係にある民間企業

三 国の機関に置かれる本省庁以外の部局等又は特定独立行政法人に属する官職を占めていた期間のある職員の交流派遣については、前項の規定の例に準じて取り扱うものとする。

二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 所管関係 国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府及び各省並びに宮内庁及び各外局をいう。以下同じ。）若しくは当該国の機関に置かれる部局等又は特定独立行政法人であつて

## 第三章 所管関係にある場合の人事交流に関する基準

（所管関係にある場合の交流派遣の制限）

第六条 交流派遣をしようとする日前二年以内に本省庁に属する官職を占めていた期間のある職員については、次の各号に掲げる当該職員の占めていた官職の区分に応じ、当該各号に定める民間企業への交流派遣及び当該民間企業の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）への交流派遣をすることができない。

一 本省庁に属する官職のうち指定職俸給表の適用を受ける職員が占める官職（以下「本省庁の局長等の官職」という。）当該官職が属する国の機関と所管関係にある民間企業

二 本省庁に属する官職のうち課長及びこれと同等以上の官職（本省庁の局長等の官職を除く。以下「本省庁の課長等の官職」という。）当該官職が属する本省庁の局等（本省庁に置かれる組織のうち官房、局又は部（官房又は局に置かれる部を除く。）その他これらに準ずる組織をいう。）に置かれる組織のうち課若しくはこれに準ずる組織又は本省庁の所掌事務の一部を総括整理する組織（以下「本省庁の課等」という。）と所管関係にある民間企業

三 国の機関に置かれる本省庁以外の部局等又は特定独立行政法人と所管関係にある民間企業に雇用されている者を当該国の機関に置かれる本省庁以外の部局等又は特定独立行政法人に交流採用をする場合における当該交流採用については、前二項の規定の例に準じて取り扱うものとする。

一 任命権者は、前条第一項の規定により交流採用をされた職員（以下「交流採用職員」という。）を同項の民間企業（以下「交流元企業」という。）に対する処分等に関する事務をその職務とする官職その他の交流元企業と密接な関係にあるものとして人事院規則で定める官職に就けてはならない。

二 本省庁に属する官職のうち本省庁の局長等の官職及び本省庁の課長等の官職以外のもの（第八条において「本省庁のその他の官職」という。）当該官職が属する本省庁の課等に置かれる組織のうち最小単位のもの（府令、省令、訓令その他組織に関する定めにより設置されるものに限る。同条において「本省庁の最小組織」という。）と所管関係にある民間企業

三 国の機関に置かれる本省庁以外の部局等又は特定独立行政法人に属する官職を占めていた期間のある職員の交流派遣については、前項の規定の例に準じて取り扱うものとする。

二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 所管関係 国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府及び各省並びに宮内庁及び各外局をいう。以下同じ。）若しくは当該国の機関に置かれる部局等又は特定独立行政法人であつて

## 人事院規則二二―（交流基準）（抄）

（平成十二年三月二十一日人事院規則二二―）

最終改正：平成一九年九月二八日人事院規則一一五〇

第一章 総則

（定義）

第二章 総則

（定義）

第二章

第二章

二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 所管関係 国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府及び各省並びに宮内庁及び各外局をいう。以下同じ。）若しくは当該国の機関に置かれる部局等又は特定独立行政法人であつて

一 所管関係 国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府及び各省並びに宮内庁及び各外局をいう。以下同じ。）若しくは当該国の機関に置かれる部局等又は特定独立行政法人であつて

一 所管関係 国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府及び各省並びに宮内庁及び各外局をいう。以下同じ。）若しくは当該国の機関に置かれる部局等又は特定独立行政法人であつて

一 所管関係 国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府及び各省並びに宮内庁及び各外局をいう。以下同じ。）若しくは当該国の機関に置かれる部局等又は特定独立行政法人であつて

一 所管関係 国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府及び各省並びに宮内庁及び各外局をいう。以下同じ。）若しくは当該国の機関に置かれる部局等又は特定独立行政法人であつて

## 官民交流（官民人事交流制度）の流れ（イメージ）

### ◎ 交流採用（民→官）

#### <手続きの流れ>

（募集、応募に係る情報提供・交換）

人事院の公募に対し企業が応募  
（退職型又は雇用継続型（※）の選択）

人事院が企業の名簿を各府省に提示

府省が企業と協議し、人事交流の実施に関する計画を作成

人事院が計画を認定

府省が企業と任期満了後の雇用等について取決めを締結  
（復帰後従業員が不利な取扱いを受けないこと）

（退職型の場合、従業員は企業を退職）

府省で任期を定めて採用

府省で職務に従事  
（原則３年以内）

任期満了後、企業が再雇用又は復帰

※ 雇用継続型を選択した場合、国での勤務期間中における雇用保険の被保険者資格がつながるほか、民間企業の就業規則等の改正を要せずに社宅の提供が行える場合がある等の不便は解消

#### <課題等>

交流に係る手続きが煩雑  
（簡素化できる点はないか）

採用

- ・給与が下がる場合もある。  
（任期中差額の補填は不可）
- ・採用直後の期末・勤勉手当の額が継続して勤務している者と比して低くなる。  
（基準日と在職期間の関係）
- ・適用年金制度の変化（厚生年金等→国共済）  
（企業年金のレベルが国共済より高い場合、将来の受取額が低くなる。）
- ・派遣元企業の人的ネットワークとの断絶
- ・限られた定員枠の中で受入ポストを用意できない場合がある。

任期満了

企業の退職金の算定基礎から国での在職期間が除算される（国で在職期間に応じた退職金は支給される。）  
国での在職期間中、企業内での昇進・昇級がストップする。

## 官民交流（官民人事交流制度）の流れ（イメージ）

### ◎ 交流派遣（官→民）

#### <手続きの流れ>

(募集、応募に係る情報提供・交換)

人事院の公募に対し企業が応募

人事院が企業の名簿を各府省に提示

府省が企業と協議し、人事交流の実施に関する計画を作成

人事院が計画を認定

人事院が企業と勤務条件について取決めに締結  
(職員の労働条件、労働契約の終了等の事項)

各府省の職員を人事院に異動

人事院で任期を定めて派遣

(派遣職員と企業との間で労働契約の締結)

企業で業務に従事  
(原則3年以内)

任期満了後、速やかに派遣元省庁に復帰

#### <課題等>

交流に係る手続きが煩雑  
(簡素化できる点はないか)

派遣

- ・給与が下がる場合がある。  
(派遣中差額の補填は不可)。
- ・派遣直後のボーナスの額が継続して勤務している者に比して低くなる場合がある。  
(基準日と在職期間の関係)

任期満了

退職手当法及び国家公務員共済組合法上の出向・派遣の類型別の期間通算

|           | 身分保持型                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 身分非保持型                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 在職期間の通算あり | <p><b>退職手当法・共済法（長期）適用法人</b><br/>* 当然に通算</p> <p>○特定独立行政法人職員</p> <p><b>各派遣法による特例</b> * 退職手当・共済ともに全期間通算</p> <p>①国際機関派遣<br/>—国際機関、外国政府の機関等</p> <p>②民間企業への交流派遣<br/>—民間企業</p> <p>③法科大学院への派遣</p> <p>④弁護士業務経験制度<br/>—弁護士事務所（検察官、裁判官を事務官の身分で派遣）</p> <p><b>休職</b> * 退職手当は原則として期間の1/2 除算<br/>共済は全期間通算<br/>(退職手当の原則と異なるもの)</p> <p>①設立援助休職 * 全期間通算<br/>—政令で定める法人・団体</p> <p>②研究休職のうち政令で定める要件をみたすもの * 全期間通算 [平成18年4月1日施行]</p> <p>③共同研究休職 * 全期間通算<br/>—科学技術研究に関する学校、研究所、病院等（研究交流促進法）</p> | <p>退職する場合、原則は通算されないが、例外として以下の<b>退職出向等</b>は退職手当・共済ともに全期間通算</p> <p>(なお、共済法の適用について、非特定独立行政法人の一部、国立大学法人及び日本郵政株式会社の職員は組合員とみなされている。)</p> <p>〔公庫等職員〕<br/>—特殊法人、認可法人、非特定独立行政法人、国立大学法人、日本郵政株式会社等</p> <p>〔公庫等職員期間中に、地方公務員、地方公社職員となる特例あり〕</p> <p>〔地方公務員〕<br/>—地方公共団体、特定地方独立行政法人</p> <p>〔地方公務員期間中に、一般地方独立行政法人、地方公社、公庫等の職員となる特例あり〕</p> <p>〔個別特例法で認められる法人〕<br/>—万博協会、オリンピック組織委員会、ワールドカップ組織委員会等</p> <p>〔独立行政法人等の役員〕<br/>—独立行政法人、国立大学法人等、特殊法人、認可法人</p> |
| 在職期間の通算なし |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>○公益法人（財団、社団、宗教）</p> <p>○医療法人、社会福祉法人、学校法人</p> <p>○中間法人、非営利活動特定法人</p> <p>○営利企業</p> <p>○自営業、自由業等</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |